	地方道路等整備事業		90％
	旧合併特例事業	旧市町村合併特例事業	95％ （地方公営企業への出資・補助等　100％）
		旧市町村合併推進事業	90％
	緊急防災・減災事業		100％
	公共施設等適正管理推進事業		90％
辺地及び過疎対策事業	辺地対策事業		100％ （公営企業債の対象となる施設　50％）
	過疎対策事業		100％ （公営企業債の対象となる施設　50％ 集落再編整備のための住宅　75％）
公共用地先行取得等事業			
行政改革推進			
調整			
公営企業債			
水道事業			
工業用水道事業			
交通事業			
電気事業・ガス事業			
港湾整備事業			
病院事業・介護サービス事業			
市場事業・と畜場事業			
地域開発事業			
下水道事業			
観光その他事業			
臨時財政対策債			
退職手当債			
国の予算等貸付金債			
減収補塡債			
減収補塡債（特例分）			
再生振替特例債			

（注１）補正予算債の充当率は、別に定める。

（注２）災害復旧事業（農地・農林漁業施設）において、受益者負担金を分割払い又は減免により事業年度に徴収しない場合の充当率は、100％とする。

（注３）著しく異常かつ激甚な非常災害等により、財政運営に特に著しい支障が生じ、又は生ずるおそれがあるものとして別に定める地方公共団体における当該災害に係る補助・直轄災害復旧事業の過年の充当率は、現年と同率とする。

（注４）一般廃棄物処理事業に係る重点化等事業とは、事業全体を単独事業で実施する事業のうち、ごみ焼却施設の新設に係るもの（ごみ処理広域化計画に基づいて実施するものに限る。）又はし尿処理施設、地域し尿処理施設、ごみ焼却施設及び粗大ごみ処理施設の基幹的設備（平成９年度までの国庫補助対象設備をいう。）の改造事業であって総事業費が１億５千万円以上の事業とする。

（注５）地域活性化事業において、平成21年度までに提出した地域活性化事業計画に位置付けられている事業であって、平成29年度以降引き続き実施することが必要なものについては従前の例による。

（注６）防災対策事業の防災基盤整備事業におけるデジタル化関連事業等の充当率は、90％とする。

（注７）資金区分の変更等による借換債の充当率は、100％とする。

（別掲）

事業区分		対象事業	充当率
大項目	小項目		
一般補助施設整備等事業、一般単独・一般事業共通		消防・防災施設整備事業	90％ （消防庁舎の整備事業（広域化に係るものを除く）　75％）